

＜受託候補者選定に係る募集要項＞

京都市地球温暖化対策条例の見直し及び次期京都市地球  
温暖化対策計画の策定に係る調査業務



令和元年5月31日

京都市環境政策局地球温暖化対策室

＜提案書類の受付期間＞

令和元年5月31日(金)から令和元年6月14日(金)まで。開庁日の  
午前9時から午後5時まで受け付けます。

＜問合せ先及び提出先＞

京都市 環境政策局 地球温暖化対策室 (担当: 原, 藤田)

〒604-8005

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町 427 番地京都朝日会館 5 階

電話: 075-222-4555 FAX: 075-211-9286

メールアドレス: [ge@city.kyoto.lg.jp](mailto:ge@city.kyoto.lg.jp)

## 1 委託業務内容

別添の「仕様書」のとおり。

## 2 参加資格要件

本募集に応募資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ・ 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札参加有資格者名簿に登載されていること又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。
- ・ 提案書類等の受付開始の日から受託候補者選定結果の通知の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしたものにあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てをしたものにあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

## 3 提案書類の提出

### (1) 提案書類

次のア及びイについて、それぞれ正本1部、副本4部の合計5部を提出すること。契約の締結までに掛かる全ての費用は応募者の負担とする。

#### ア 企画提案書

別添の「仕様書」の「3 業務内容」に係る提案について、「様式 企画提案書」に記載し、提出すること。提案内容を補足するための参考資料を添付してもよい（様式は任意）。

なお、記載された業務実績等について疑義が生じた場合は、追加資料を求めることがあるので、その際は本市の指示に従うこと。

#### イ 見積書

アの内容に基づく見積書を作成し、提出すること（様式は任意。ただし内訳が分かるようにすること）。

予算上限額は6,400千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、提出された見積金額がこの上限額を超えている場合は失格とする。

### (2) 提出方法

郵送又は直接持参により提出すること。電子メールやFAX等による提出は受け付けない。

### (3) 提出期日

令和元年6月14日（金）の午後5時まで。郵送の場合は必着とする。

### (4) 提出先

「8 問合せ先及び提出先」に提出すること。

(5) その他

- ・ 提出された提案書類については、本業務の受託候補者選定のためのみ  
に使用し、他の目的には使用しない。
- ・ 提出後の変更、差替え及び再提出は認めない。
- ・ 提案書類は返却しない。
- ・ 提案書類に虚偽の記載をした場合は無効とする。
- ・ 使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

#### 4 質問及び回答

(1) 質問方法

本要項等に関する質問は文書による方法とし（様式は自由）、直接持参又は電子メールで「8 問合せ先及び提出先」に提出すること。

(2) 質問受付期間

令和元年6月7日（金）の午後5時まで。

(3) 質問及び回答の公表

質問及び回答は、本市のホームページにおいて速やかに公表する。

なお、回答は本要項と一体のものであり、同等の効力を有するものとする。

(掲載先URL)

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

#### 5 受託候補者選定の概要

(1) 選定方法

- ・ 本市が設置する非公開の審査委員会において、提案資料の内容及び応募者へのヒアリングに基づき審査を行い、審査委員の評価点の平均が70点以上の者のうち、最も優秀な応募者を受託候補者として選定する。審査委員会の委員は次の表のとおり。ヒアリングの日時及び場所等については別途連絡する。

なお、応募多数の場合は、提案書類に基づく書面審査を行い、採点結果の点数が上位の最大5者をヒアリングの対象とする。

環境政策局 地球温暖化対策室長（委員長）
環境政策局 地球温暖化対策室 地球温暖化対策課長
環境政策局 地球温暖化対策室 エネルギー政策企画課長
環境政策局 環境企画部 環境総務課 計画調整担当課長

- ・ 応募者が1者であっても、ヒアリングを行い、審査委員の評価点の平均が70点以上であり、かつ審査委員会において受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者として選定する。

(2) 選定基準

別紙「選定基準」のとおり。

- (3) 審査結果の通知  
全ての応募者に対して、受託候補者の選定後、速やかに書面で通知する。

## 6 契約に関する基本的事項

受託候補者の提案内容を基に、次の(1)～(4)のとおり、受託候補者と協議のうえ、京都市が契約書を作成し、受託候補者と契約する。

(1) 契約金額

見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を契約金額とする。

(2) 契約内容

提案書類等及びヒアリング時の説明内容に基づき決定し、企画提案内容は約定したものと見なす。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和2年3月31日（火）まで

(4) その他

- ・ 企画提案内容の実現に係る追加費用や別途費用は、全て受託者の負担で行うこととする。
- ・ 原則、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはいけない。ただし、本市が承認した場合はその限りではない。
- ・ 本要項に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びに本要項の解釈に関する事項については、別途、本市が指示するところによるものとする。

## 7 スケジュール（予定）

日程	実施内容
令和元年5月31日	募集要項等の公表
5月31日～6月7日	質問の受付
5月31日～6月14日	提案書類等の受付
6月中旬～6月下旬	ヒアリングの実施
ヒアリング実施後、概ね1週間以内	受託候補者の選定

## 8 問合せ先及び提出先

京都市環境政策局地球温暖化対策室（担当：原，藤田）

〒604-8005

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地 京都朝日会館5階

電話：075-222-4555 FAX：075-211-9286

電子メールアドレス：ge@city.kyoto.lg.jp